

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【様式・参考資料編】                      申請書等様式集                      I 少額短期保険業者等関係                      別紙様式 I - 29</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">子会社対象会社を子会社とすることについて の承認申請書</p> <p>保険業法第272条の14に規定する子会社対象会社を子会社とすることについて承認申請します。</p>	<p>【様式・参考資料編】                      申請書等様式集                      I 少額短期保険業者等関係                      別紙様式 I - 29</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">子会社対象会社を子会社とすることについて の承認申請書</p> <p>保険業法第272条の14に規定する子会社対象会社を子会社とすることについて承認申請します。</p>
<p>添付書類</p> <p>1 [略]</p> <p>2 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類                      [①～③ 略]                      [加える。]</p> <p>[④～⑦ 略]</p>	<p>添付書類</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類                      [①～③ 同左]</p> <p><u>④ 株式交付（法第96条の9の2第1項に規定する組織変更株式交付を含む。）により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類</u></p> <p><u>イ 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</u></p> <p><u>ロ 株式交付計画（組織変更計画を含む。）の内容を記載した書面</u></p> <p><u>ハ 株式交付費用を記載した書類</u></p> <p>[⑤～⑧ 同左]</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>IV 持株会社等関係 別紙様式IV-27</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">持株会社の子会社に係る承認申請書</p> <p>保険業法第272条の39第1項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とすることについて、同項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。</p>	<p>IV 持株会社等関係 別紙様式IV-27</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">持株会社の子会社に係る承認申請書</p> <p>保険業法第272条の39第1項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とすることについて、同項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。</p>
<p>添付書類</p> <p>1 [略]</p> <p>2 申請者及びその子会社に関する次に掲げる書類 [(1)・(2) 略]</p> <p>(3) <u>株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類</u> [①～③ 略] [加える。]</p> <p>[3～5 略]</p>	<p>添付書類</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 申請者及びその子会社に関する次に掲げる書類 [(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) <u>株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により子会社とする場合には、次に掲げる書類</u> [①～③ 同左]</p> <p>(4) <u>株式交付により子会社とする場合には、次に掲げる書類</u> ①<u>株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</u> ②<u>株式交付計画の内容を記載した書面</u> ③<u>株式交付費用を記載した書類</u></p> <p>[3～5 同左]</p>